

1. 件名：日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第一開発室(使用施設等)の使用前確認申請に係る面談

2. 日時：令和5年7月3日(月) 13時30分～14時05分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

関主任原子力専門検査官、清水原子力専門検査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

核燃料サイクル工学研究所

プルトニウム燃料技術開発センター

技術部 核物質管理課 マネージャー 他5名

安全・核セキュリティ統括本部

安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他3名

5. 要旨

○日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和5年6月9日付け令05原機(P技)003をもって、プルトニウム燃料第一開発室(使用施設等)の可搬型中性子線非破壊測定装置の設置に係る使用前確認申請があり、申請内容について資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁から以下の事項を伝えた。

- ・添付 - 4「使用施設等の技術基準等への適合に関する説明書」は、原子炉等規制法第55条の2第2項各号いずれにも適合していることについて、項目立てて説明すること。
- ・「1.1 核燃料物質の臨界防止(1)」について、当該設備を臨界安全ユニットNo.115 内で取り扱うことに関し、最大取扱量等が既許可から変更がないことを明示的に記載すること。
- ・「3.1 地震による損傷の防止(1)」について、
  - ✓ 基本的に検査では、設備・機器、工事等が設計どおりであること確認することから、「(4) 設計結果」の内容と「(5) 技術基準」の検査項目及び検査内容が整合する記載とすること。
  - ✓ それに伴い、表1及び表2の記載内容についても、安全設計として必要な事項を記載するよう適正化すること。
- ・「9.2 火災による損傷の防止(2)」について、「耐震治具は、第6条の地震

による損傷の防止で確認する」としている記載に関し、当該耐震治具が、火災による損傷の防止への適合を示さなければならないものであれば、その説明を記載し、その安全設計について検査で確認する旨記載すること。

- ・「13.1 使用施設等の機能」において、本申請に係る設備等が、使用施設等の技術基準に関する規則第16条各項へ適合することについて説明すること。
- ・上記内容により変更の内容を説明する書類については、速やかに提出すること。

○原子力機構から、了解した旨の回答があった。

#### 6. その他

資料：なし（使用前確認申請書（令和5年6月9日付け 令05原機（P技）003）を使用）

以上